

人工透析の実施について

1 背景

全国の刑事施設においては、計50台の人工透析機器を整備し、人工透析治療を行っているが、人工透析に対応できる矯正医官の不足や医療設備が十分に配置できない等の問題を抱えている。

刑事施設内で治療を行うことが困難な場合には、近隣の医療機関に受刑者を移送して、治療を受けさせているところであるが、移送先の医療機関の確保や移送に当たる職員の不足といった問題もあり、大きな負担となっている。

そこで、矯正医療センターに30台の人工透析機器を整備し、人工透析治療を医療法人等に委託することとする。

2 業務内容

(1) 契約上の位置付け

矯正医療センターは医療法上の病院であり、開設者は法務大臣、管理者は医師である矯正医療センターの長である。複数ある診療科目のうち、人工透析の実施を民間事業者等に委託し、その他の診療科目については、国家公務員である矯正医官が診療を実施する。

契約形態としては、人工透析を含む対象業務を包括的に委託する事業契約を国とSPCとの間で締結し、対象業務のうち人工透析の実施については、SPCから応募グループに参加した医療法人等に再委託することとなる。医療法人等の医師その他医療スタッフが矯正医療センターに赴き、矯正医療センター内にある人工透析機器を使用して被収容者に対して人工透析を実施する（訪問診療契約に類似する契約）。

したがって、矯正医療センター内に人工透析を実施する診療所を国が別途開設し、その管理を委託するものではない。

(2) 実施業務

ア 人工透析機器等の整備・維持管理

- 人工透析機器等の調達
- 運営リハーサル
- 保守管理及び修繕
- 機器の更新計画の作成及び実施

イ 被収容者に係る人工透析の実施

- 人工透析の実施
- 診療録等の作成、保管

(3) 実施体制

ア 使用する人工透析機器

30台

イ 実施対象者数

60名

ウ 実施スケジュール

○月・水・金：午前1回実施（9：00～14：00目処）

○火・木・土：午前1回実施（9：00～14：00目処）

(4) 支払方法

ア 固定費払い

人工透析実施人員にかかわらず定員60名を実施するために必要な経費を固定費で支払う

○対象：人工透析機器の調達経費（更新含む）・維持管理経費，医師その他医療スタッフの人件費

イ 変動費払い

人工透析実施人員に応じて実績で支払う

○対象：消耗品，薬品費

ウ 光熱水費

国が負担することとし，事業費の範囲外とする

(5) 一般開放について

人工透析の実施施設については，施設構造上，外部から直接アクセス可能なものとなっていることから，被収容者以外の者に対する人工透析の実施についても，被収容者への人工透析の実施に支障のない範囲で民間事業者の提案により実施することを許容することとする。